

令和2年10月2日

## 新型コロナウイルス感染症に対応した教室事業参加料返金について

横浜市少年自然の家赤城林間学園

1. 以下に該当する場合は返金します。

ただし、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」の有効期限が令和3年2月6日となっていることから、当面は年度内までの対応とします。

- (1) 新型コロナウイルスに感染または濃厚接触者として特定され、自宅待機等を命じられたことによる欠席、キャンセルの場合  
(理由) 施設利用時に、体調不良の場合は施設の利用を制限させてもらう旨を記載しており、感染拡大防止の観点から教室参加も同様にお断りしているため  
(対応) 本人や家族の申し出により返金
- (2) 新型コロナウイルスに感染または濃厚接触者として特定されていないが、通っている保育園・小学校・中学校等が閉鎖になり本人または同居人が自宅待機を余儀なくされている場合  
(理由) 濃厚接触者ではないが、感染が全くないとは言い切れないために 1. (1) 同様  
(対応) 本人や家族の申し出により返金
- (3) 発熱や咳等の症状があり、感染の疑いが考えられる場合  
(理由) 1. (1) 同様  
(対応) 1. (1) 同様

※ なお、返金額については、振込手数料を差し引いた金額となりますので、ご了承願います。

2. 以下に該当する場合は返金しません。

- (1) 新型コロナウイルス感染の危険（怖い等）により本人が欠席、キャンセルした場合  
(理由) 新型コロナウイルスの状況は、教室申込時点で分かっているため